

令和3年3月18日

1. 出席議員

議長 山口 昌 宏
1 番 坂 口 正 勝
3 番 猪 村 利恵子
6 番 吉 原 新 司
8 番 古 川 盛 義
11 番 松 尾 陽 輔
13 番 石 橋 敏 伸
15 番 松 尾 初 秋
18 番 牟 田 勝 浩
20 番 江 原 一 雄

副議長 末 藤 正 幸
2 番 豊 村 貴 司
5 番 江 口 康 成
7 番 上 田 雄 一
9 番 吉 川 里 己
12 番 池 田 大 生
14 番 宮 本 栄 八
17 番 川 原 千 秋
19 番 杉 原 豊 喜

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 川久保 和 幸
次 長 山 口 美矢子
議事係 長 奥 幹 久
議事係 員 田 中 弘 一
総務係 員 岩 本 英 則

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政次
教	育	松	尾	文雄
総	務	山	崎	正和
総	務	諸	岡	利幸
企	画	庭	木	淳
営	業	古	賀	龍一郎
営	業	山	口	智幸
福	祉	松	尾	徹
こ	ども	牟	田	由紀子
こ	ども	永	尾	淳一
ま	ち	野	口	和信
環	境	高	倉	秀昭
総	務	後	藤	英明
企	画	松	尾	謙一
財	政	弦	卷	一寿
会	計	山	田	英昭
選	挙	谷	口	勝
監	査	青	木	博
農	業	一	ノ	瀬直
農	業			治

議 事 日 程 第 7 号

3月18日(木) 10時開議

日程第1	第5号議案	武雄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第2	第7号議案	武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第3	第12号議案	武雄市消防ポンプ購入基金条例を廃止する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第4	第17号議案	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第5	第36号議案	武雄市新球場建設(建築主体)その1工事請負契約の締結について(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第6	第4号議案	武雄市手話言語の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第7	第8号議案	武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第8	第9号議案	武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第9	第10号議案	武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第10	第21号議案	令和2年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第5回)(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第11	第22号議案	令和2年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第12	第28号議案	令和3年度武雄市国民健康保険特別会計予算(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第13	第29号議案	令和3年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第14	第6号議案	武雄市特別会計条例の一部を改正する条例(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第15	第11号議案	武雄市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第16	第13号議案	武雄都市計画事業武雄北部土地地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第17	第14号議案	新武雄工業団地造成(1工区)工事請負契約の締結について

		て（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第18	第15号議案	新武雄工業団地造成（2工区）工事請負契約の締結について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第19	第16号議案	新武雄工業団地造成（3工区）工事請負契約の締結について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第20	第18号議案	市道路線の認定について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第21	第19号議案	市道路線の変更について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第22	第23号議案	令和2年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第4回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第23	第24号議案	令和2年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第24	第25号議案	令和2年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第3回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第25	第26号議案	令和2年度武雄市下水道事業会計補正予算（第5回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第26	第30号議案	令和3年度武雄市競輪事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第27	第31号議案	令和3年度武雄市給湯事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第28	第32号議案	令和3年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第29	第33号議案	令和3年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第30	第34号議案	令和3年度武雄市工業用水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第31	第35号議案	令和3年度武雄市下水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第32	第20号議案	令和2年度武雄市一般会計補正予算（第20回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第33	第27号議案	令和3年度武雄市一般会計予算（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第34	第37号議案	令和2年度武雄市一般会計補正予算（第21回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第35	第38号議案	令和3年度武雄市一般会計補正予算（第1回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第36	第39号議案	副市長の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第37	第40号議案	教育長の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・

		討論・採決)
日程第38	第41号議案	教育委員会委員の任命について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第39	第42号議案	教育委員会委員の任命について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第40	第43号議案	監査委員の選任について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第41	第44号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第42	第45号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第43	第46号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第44	議提第1号	武雄市議会会議規則の一部を改正する規則(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第45	閉会中継続調査申出について(各委員会調査事件)(議決)	

開 議 10時

○議長(山口昌宏君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長より提出されました第39号議案から46号議案の人事案件8件並びに議員から提出されました議提第1号の計9件を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案について審査終了の報告がそれぞれ提出されております。

日程に従いまして、順次、報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～第5 第5号議案～第36号議案

日程第1. 第5号議案 武雄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例から、
日程第5. 第36号議案 武雄市新球場建設(建築主体)その1工事請負契約の締結について
までを一括議題といたします。

以上の5議案は総務常任委員会に付託いたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、総務常任委員長より報告を求めます。

初めに、第5号議案に対する報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長(上田雄一君)〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第5号議案 武雄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、固定資産税の評価に不服がある場合に審査申出書を提出していただく手続にお

いて、申請される方がその申出書への印鑑を押す、押印を省略できるようにするものであり、類似の手続である審査請求書への押印が、行政不服審査法施行令の一部改正により不要とされたことから、これに準じた取扱いを行うものという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第7号議案に対する報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第7号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、第1条は、白岩球場の供用が、新体育館建設準備のため令和3年5月末で供用を終了すること及び北方運動公園テニスコート夜間照明施設の廃止に伴う改正。第2条は新球場の設置に関して、施設の名称、位置等を規定するものとの説明を受けました。

新球場の使用料については、負担の公平性、公正性といった観点から、かかる管理費を利用者に御負担いただく必要性があるという受益者負担適正化の考えに基づき使用料の設定を行っており、市民については5割の負担割合としていること。

また、条例の規定により生徒及び児童が使用する場合の占用使用料は半額となること、さらに施行規則において、社会教育関係団体が主催する体育行事のために使用するときは5割の減免となることなど、使用料軽減措置に関する説明も受けました。

委員からは、体育施設が市民のスポーツの普及振興を図り、市民の健康の増進に寄与するものであることから、利用料金の設定に関し施設利用団体や関係機関と十分な意見交換を行うこと、供用開始後の実績を勘案し必要に応じ見直しを行うこととの意見が出されました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第12号議案に対する報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第12号議案 武雄市消防ポンプ購入基金条例を廃止する条例

について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、武雄市消防団の再編を行うに当たり、小型動力ポンプの能力、操作性の向上等により今後の消防ポンプ車両の更新時は小型動力ポンプで更新することとしたことにより基金を廃止するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 17 号議案に対する報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 17 号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についての審査の結果と経過を申し上げます。

本議案は、佐賀県自治会館内に位置する佐賀県市町総合事務組合が、佐賀県自治会館の移転により令和 3 年中に組合の事務所の位置の変更に伴い協議を必要とするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 36 号議案に対する報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 36 号議案 武雄市新球場建設（建築主体）その 1 工事請負契約の締結についての、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に基づき議会の議決を求めるものとの説明を受けました。

本契約は、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を 2 月 25 日に実施、栗原・橋口・松田建設共同企業体が落札され、3 月 3 日付で建設工事請負仮契約を締結したものであり、工期は令和 4 年 2 月 28 日までであるという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第5号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りをいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りをいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第17号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りをいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 36 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 36 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 36 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 ～ 第 13 第 4 号議案～第 29 号議案

〔手話通訳者入場〕

日程第 6. 第 4 号議案 武雄市手話言語の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例から、日程第 13. 第 29 号議案 令和 3 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の 8 議案は福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 4 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

（手話）皆さんおはようございます。本委員会に付託されました第 4 号議案 武雄市手話言語の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、障害のある人、ない人も全ての市民が心を通わせ、お互いの人格及び個性を尊重し合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的とすることで、手話は独自の言語であり、全ての市民が障害の有無にかかわらず相互の違いを理解し、人格と個性をお互いに尊重することとする基本理念に関する市の責務、市民及び事業者、それぞれの役割を規定するものであり、施行日は令和 3 年 4 月 1 日との説明を受けました。

委員会では、具体的に武雄市内に聴覚障がい者等の方々は何人いらっしゃるかの質疑があり、令和 2 年 3 月末での手帳所持者においては障がい者が 250 名、音声障がい者が約 20 名、視覚障がい者が約 160 名いらっしゃるとの説明でありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

〔手話通訳者退場〕

次に、第8号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第8号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うもので、改正内容として、1つ目に、家庭的保育事業者等が確保すべき卒園後の受入れに関わる連携施設について、市長が保育の利用の調整を行う場合、家庭的保育事業者等を利用している乳幼児を優先的に取り扱う措置を講じている場合、連携施設を確保しないことができるという要件が追加されたものであります。

2つ目に、居宅訪問型保育事業者の保育の提供について、母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間や深夜の勤務に従事する場合に加えて、保護者の疾病、疲労、その他の身体上、また、精神上もしくは環境上の理由により家庭による療育が困難な場合が追加されるものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第9号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第9号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用する条文の整理を行うものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 10 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第 10 号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、助成対象者の範囲を現行は中学生までの「満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間」となっているものを、高校生等までの「満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間」に変更するもので、改正理由として、子育て世帯の経済支援や受診の習慣化を図ることで、成年後の疾患の早期発見、健康増進を目指すものであり、施行日をシステムの改修並びに対象者登録事務、医療機関等への周知期間として 3 か月設けるため、令和 3 年 7 月 1 日からとしているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第 21 号議案 令和 2 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 7,235 万 5,000 円を追加し、総額 62 億 2,185 万 7,000 円とするもので、主なものとして、歳入では、1 款 1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税の現年課税分で、令和元年の佐賀豪雨災害等のため所得を低く見積もっていたが、見込みより落ち込みがそれほどなかったことによる増額であるとの説明でありました。

また、歳出では、6 款、基金積立金で、国保税の増額や県からの交付金、予備費に計上した前年度繰越金等で約 1 億円の余剰金が出るため、積立金 1 億円を計上しているとの説明でありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 22 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第 22 号議案 令和 2 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 4,229 万 3,000 円を追加し、総額 6 億 9,694 万 3,000 円とするもので、主なものとして、歳入では、1 款. 後期高齢者医療保険料で、保険料改定や軽減枠が縮小されたことにより増額となること、また、歳出では、2 款. 後期高齢者医療広域連合納付金で、後期保険料の増額分と保険基盤安定負担金等の減額分である 4,250 万 4,000 円を計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 28 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第 28 号議案 令和 3 年度武雄市国民健康保険特別会計予算の審査の結果と経過を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 59 億 7,892 万 6,000 円計上されており、歳出では、3 款. 国民健康保険事業費納付金について、1 項の医療給付費分、2 項の後期高齢者支援金分、3 項の介護納付金分の合計 15 億 2,936 万 2,000 円は、協会けんぽや共済組合といった各保険者から集められた前期高齢者交付金の増額により、市町からの納付金が減額されたため前年度比 4,545 万 3,000 円の減となるとの説明でありました。

歳入では、5 款. 県支出金、1 節の普通交付金について、県から提示された納付金を納めることで、給付に係る費用の全額の 41 億 3,409 万円を県が負担すること、また、2 節の特別交付金については、保険者努力支援制度や特別調整交付金などで 1 億 9,622 万 6,000 円を計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 29 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、本委員会に付託されました第 29 号議案 令和 3 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 6 億 9,417 万 6,000 円を計上されており、令和 2 年度に保険料率の改定が実施されたことと軽減枠が縮小されたことなどによる保険料の増額が主な要因で、前年度当初予算と比較して 4,252 万 7,000 円の増額、率にして 6.5%の増額との説明でありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

〔手話通訳者入場〕

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 4 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 4 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 4 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

〔手話通訳者退場〕

次に、第 8 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 8 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 8 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 9 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 9 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 9 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 10 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 10 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 10 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 21 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 22 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 22 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 28 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 29 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 29 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14～第 31 第 6 号議案～第 35 号議案

日程第 14. 第 6 号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例から、日程第 31. 第 35 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の 18 議案は産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 6 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託されました第 6 号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

国道 34 号バイパスの延伸に伴い、その用地の先行取得を市で行うため、新たに武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計の設置を行うための議案でありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 11 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 11 号議案 武雄市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、国の道路法等の一部を改正する法律により、歩行者利便増進道路の指定制度など、道路の安全と効果的な利用のための新しい制度が創設された。

これにより、市道の構造基準の基となっている道路構造令が改正されたことに伴うものでした。

1つ目は、交通安全施設として自動運転補助施設が追加され、2つ目は、区間を定めて歩行者利便増進道路として指定ができるようになったため、その構造の技術的基準を定めるものでした。

以上の2点については、必ず対応しなければならないものではなく、必要に応じできるものと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 13 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 13 号議案 武雄都市計画事業武雄北部土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、武雄北部土地区画整理事業が完了したことに伴い、条例を廃止するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 14 号議案から第 16 号議案までの以上 3 議案に対する一括報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

第 14 号議案 新武雄工業団地造成（1 工区）工事請負契約の締結についてから第 16 号議案 新武雄工業団地造成（3 工区）工事請負契約の締結についてまでの 3 議案について、審査の経過と結果を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を求めるものでした。

新工業団地の造成については、3つの工区に分割して工事を進めるため、いずれも指名競争入札を経て、2月10日付で仮契約が締結されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第18号議案及び第19号議案に対する一括報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

第18号議案 市道路線の認定について及び第19号議案 市道路線の変更についての2議案について、審査の経過と結果を申し上げます。

まず、第18号議案の認定については、県道相知山内線の改修に伴い、旧県道部分を市道として認定するもの、また、茅場踏切の改修工事に伴い、市道の一部を含めての改修となるため、県道嬉野山内線の一部と交換し、新たに市道岩井手小越線として市道認定をするものの2件がありました。

第19号議案の変更については、先ほどの市道と県道の交換に伴い、市道鶴ノ原津々良線の始点を現在の茅場踏切から国道35号の接続点へ約410メートル移動するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第23号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

第23号議案 令和2年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第4回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億9,563万4,000円を減額するものでした。

主なものとして、4月・5月の場外発売が全て中止となるなど、新型コロナウイルスの影響で、歳出の1款2項1目18節 負担金補助及び交付金で、サテライト等の場外車券発売の売上減少に伴い、場外開催費として5億円を減額するものなどがありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

第 24 号議案 令和 2 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、補正後の総額 1,807 万 9,000 円とするものでした。

歳出の 1 款 1 項 1 目、給湯事業費の 25 節、積立金の 65 万 9,000 円の増額と、2 款、予備費の 41 万 6,000 円の増額がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 25 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

第 25 号議案 令和 2 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

第 1 表継続費補正は、新工業団地の整備に係る事業費として、令和 2 年度から 4 年度までの 3 か年の継続費が設定されているが、令和 3 年度事業費のうち 2 億円分の工事については、一般会計で整備するよう計画したため、令和 3 年度の年割額を補正前の 9 億 7,460 万円から 2 億円減額するものでした。

また、第 2 表繰越明許費は、新工業団地に係る用地費及び補償費であると、執行部からの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 26 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

第 26 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 5 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、第 2 条利益剰余金の処分額を 1 億円から 1 億 6,100 万円に改める補正でした。

執行部から、資本的支出の不足額を、当年度の利益剰余金で補填するために必要な措置で、減債積立金として積み立てることを事前に予定しておくものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 30 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

第 30 号議案 令和 3 年度武雄市競輪事業特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

令和 3 年度の武雄競輪開催は、21 開催 65 日が予定されており、歳入歳出それぞれ 248 億 5,636 万 4,000 円が計上されておりました。

主なものとして、歳入の 1 款 1 項 2 目、車券発売金、電話投票・インターネット投票が予想以上に伸びていることや、新規 GⅢ施設整備等協賛競輪等のため、前年度当初予算よりも 96 億円の増が見込まれていました。

歳出では、1 款 1 項 1 目、競輪事務費の 14 節、工事請負費は、サテライト武雄の発払機の 3 台の更新工事、トイレ水洗化工事などがありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 31 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

第 31 号議案 令和 3 年度武雄市給湯事業特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,500 万 4,000 円と定めるものでした。

歳出の主なものとして、1 款 1 項 1 目 12 節. 委託料では、令和 2 年度に武雄市泉源賦存量調査を実施した結果、市有泉源を活用するに当たり、継続して現状を調査する必要があるとして、揚湯試験業務委託料 181 万 5,000 円が計上されていました。

そのほか、水質検査や電気料などの維持管理費がかかる経費などが計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 32 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

第 32 号議案 令和 3 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 7,585 万円と定めるものでした。

主なものとして、歳出の 1 款 1 項 1 目 14 節. 工事請負費において、新工業団地造成工事として、7 億 7,460 万円が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 33 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

第 33 号議案 令和 3 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

本特別会計は、第 6 号議案に関連し、国道 34 号武雄バイパスの延伸に伴い、その用地の先行取得を市で行うため、新たに設置された特別会計予算でありました。

歳出の主なものは、道路用地購入費 9,400 万円が計上されており、この用地取得及び事務費等にかかる費用は、翌年度から 4 年間で国から返済されるという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 34 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

第 34 号議案 令和 3 年度武雄市工業用水道事業会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、収益的収入では、給水収益は 478 万 7,000 円が見込まれており、資本的支出は、1 款 1 項 2 目. 配水施設改良費として杵島工業用水道事業との接続管路工事、受水槽及びポンプ場 2 か所の工事費と用地費、合わせて 1 億 2,250 万円が計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 35 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

第 35 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、収益的収入の 1 款. 下水道事業収益において、1 項 1 目では農業集落排水、公共下水道、市営浄化槽を合わせて約 3 億 4,400 万円の下水道使用料が見込まれておりました。

資本的支出の 1 款 1 項 1 目 28 節. 工事請負費では、公共下水道事業の管渠布設工事費及び布設後の舗装復旧工事、農業集落排水では、山内町 3 地区と北方町橋下地区の中継ポンプ及び水位計の更新工事などが計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第6号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案に対する討論を求めます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第14号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 15 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 15 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 16 号議案に対する討論を求めます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 16 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 18 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 19 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 23 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 23 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 23 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 24 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 24 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 25 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 25 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 26 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 30 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 30 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 31 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 32 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 32 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 33 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 33 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 33 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 34 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 34 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 34 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 35 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 35 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 35 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 32～第 35 第 20 号議案～第 38 号議案

日程第 32. 第 20 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 20 回）から、日程第 35. 第 38 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

以上の 4 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びにその結果について報告を求めます。

まず、第 20 号議案に対する報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 20 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 20 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定による減額のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による補正などであるとの説明を受けました。

また、繰越明許費補正として、2 款 2 項. 企画費のふるさと納税推進事業 3 億 6,200 万円については、12 月までに寄附を頂いたもののうち、返礼品の発送が年度内に完了できない分について繰り越すものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 27 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 7 目. 災害対策費、17 節. 備品購入費については、防災体制の強化のための非常用電源や市が保有する電気自動車から給電するための機器など避難所用備品の購入費、2 款 2 項 1 目 18 節. 負担金補助及び交付金の公共交通利用促進事業補助金については、75 歳以上で免許を持っていない方へのバスタクシー利用の補助、10 款 6 項 1 目. 保健体育総務費では、令和 6 年に佐賀県開催が決定しました国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、18 節. 武雄市実行委員会負担金等の経費を計上しているとの説明を受けました。

また、10 款 6 項 2 目. 体育施設費では、新球場建設事業費として、工事監理業務委託料及び建設工事費を計上し、財源として国民スポーツ大会競技施設整備補助金及び社会教育債を充当するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 37 号議案に対する報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 37 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 21 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 7 目. 災害対策費の需用費 300 万円については、現在 500 セット備蓄している段ボール間仕切りを 230 セット追加購入するものとの説明を受けました。

10 款 6 項 2 目. 体育施設管理費の白岩球場解体工事費 4,404 万 4,000 円については、白岩運動公園・新体育館整備事業を令和 3 年度に工事着手する予定であるため、建設地となる白岩球場を解体するもので、財源として 15 款 2 項 6 目. 教育費国庫補助金の社会資本整備総合交付金を充当すること、また、令和 2 年度国庫補助金補正予算の事業であるが、工事については令和 3 年度に実施するため、繰越明許費の補正をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 38 号議案に対する報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 38 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

14 款 1 項 1 目、予備費の 441 万 5,000 円は、今回の補正の収支財源調整であるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 20 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 20 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 20 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、まず、3 款 2 項 2 目 18 節、負担金補助及び交付金の地域包括ケアシステム拠点整備事業補助金の 2,245 万 7,000 円の減額は、新規事業で 9 町分の拠点整備補助金を計上していたが、今年度は武内町、西川登町の 2 町のみとなったことによるものであるとの説明を受けました。

また、3 款 3 項 3 目 18 節、負担金補助金及び交付金で教育・保育給付費の 2,655 万 1,000 円の増額は、保育所・認定こども園等への給付費について、入所見込み児童の増加と処遇改善等の加算率の上昇により今年度の給付見込みが予算を上回るためであるとの説明を受けました。

4 款 1 項 1 目 12 節、委託料の南部地区小児時間外診療事業 365 万 5,000 円は、時間外の小児 1 次医療の受皿として 365 日夜間の診療体制を整備しているもので、今年はコロナ禍の影響により医療費収入が減少したため、その不足分を増額するものであるとの説明でありました。

歳入の主なものとして、22 款 1 項 5 目 3 節、社会教育債の北方公民館に関する事業について、過疎対策事業債の許可額の決定及び事業費の削減により、設備復旧事業 1,650 万の減額及び改修事業 880 万円の増額をするものであるとの説明を受けました。

また、繰越明許費補正として、3 款 2 項、老人福祉費の公的介護施設等整備事業 4,115 万

1,000 円は、社会福祉法人ナイスランド北方（杏花苑）の認知症対応型グループホーム建設の工事がコロナ感染拡大に伴い、材料の納入が遅れ、職人の確保が難航し、今年度中の工事が見込めないため繰越しをするものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、本委員会に分割付託されました第 27 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 4 項 1 目、戸籍住民基本台帳費の窓口業務民間委託事業 3,155 万 1,000 円は、民間事業者のノウハウを活用し、持続可能な質の高い行政サービスの提供を図るため市民課窓口業務を民間委託するもので、証明書の交付の可否決定や届出の受理決定等の部分は市職員が行い、受付や発行等を民間委託するものであるとの説明を受けました。

また、「武雄市手話言語の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の策定に伴う事業として、3 款 1 項 3 目 10 節、需用費の印刷製本費で、市役所・病院・旅館等において、絵を用いて必要な事項を指さしして意思相通を図るコミュニケーションボード 51 万 8,000 円や、12 節、委託料では、市長定例会見時に導入する手話通訳士派遣委託料 42 万円を計上しているとの説明を受けました。

また、同じく、12 節、委託料のペアレントプログラム業務委託料 41 万 8,000 円は、発達障害の特性を持つ子供とよりよい親子関係を築けるよう、6 回の講座を行うものであるとの説明を受けました。

3 款 1 項 1 目 12 節、小地域ネットワーク事業委託料 257 万 8,000 円は、高齢者や障がい者世帯等の孤独感を和らげ、地域で安心して生活できるように 1 人の人を複数人で見守っていく制度で、今年度は豪雨災害で被災が多かった北方、朝日、橘町の 3 町をモデル地区として取り組み、令和 3 年度は全 9 町に拡大して取り組むとのことでありました。

10 款 5 項 2 目、公民館費においては、朝日公民館建設事業として、令和 3 年度は、建築、電気設備、機械設備、倉庫、外構の工事及び備品購入を行い、令和 4 年 4 月の供用開始をめどに進めており、総額 3 億 4,806 万 5,000 円を計上しているとの説明でありました。

10 款 5 項 5 目 12 節、委託料では、文化会館基礎調査業務委託料 743 万 1,000 円は、建築・設備について、劣化診断などの現況確認を行い、その調査結果を基に、現在の施設を長寿命

化工事する場合の概算工事費を算出するものであるとの説明を受けました。

同じく、12 節. 委託料の文化のまちづくり構想調査研究業務委託料 580 万は、文化会館及びその周辺エリアについて、今後期待される機能や方向性、各町の地域文化との連携など、文化のまちづくりの方向性について調査研究するものであり、令和 3 年度に文化のまちづくり構想及び文化会館基礎調査を行い、令和 4 年度に文化会館の整備計画を作成したいとの説明を受けました。

歳入の主なものとして、22 款 1 項 6 目. 教育債、朝日公民館建設事業 3 億 2,300 万円については、合併特例債を予定しているとの説明でありました。

以上、審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 37 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割されました第 37 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 21 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、経費を計上したうちの国庫負担金分につき、令和 2 年度内に交付決定がされないことに伴い、年度間組替えのため一旦減額するもので、令和 3 年 2 月臨時議会後に新たに必要となった経費を追加し、全体で 1 億 4,287 万 4,000 円を減額するものであるとの説明を受けました。

10 款 1 項 3 目 18 節. 負担金補助及び交付金の 1,129 万 8,000 円の減額は、コロナ禍による修学旅行がやむなくキャンセルとなった場合に備えた武雄市立学校修学旅行キャンセル料補助金で、北方中学校の行き先変更分 11 万円のみが支出しているため不用額を減額するものであるとの説明を受けたところです。

歳入の主なものとして、15 款 1 項 2 目. 衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 1 億 8,207 万 1,000 円の減額は、令和 2 年度に交付決定がなかったことによるものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 38 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、本委員会に分割付託されました第 38 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、令和 2 年度ワクチン接種事業費の国庫負担金分の減額分を改めて計上するもので、12 節の委託料 1 億 6,230 万 2,000 円は集団接種会場における医師、看護師等の派遣や支払いを医師会に委託する費用や、市役所から各医療機関へのワクチンを配送するために貨物運送事業者への事業委託をする費用であるとの説明を受けました。

3 款 3 項 3 目 18 節．負担金補助及び交付金の保育環境改善等事業補助金 860 万 5,000 円は、保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育事業所が新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として行う事業に関する必要経費であるとの説明を受けました。

4 款 1 項 2 目 18 節．負担金補助及び交付金の P C R 検査費用補助金は、対象者を市民及び市内事業所に勤務する者とし、医療機関等にて自費で P C R 検査を受けた検査費の 7 割、上限額 2 万円を助成するものであり、実施期間を令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日までとし、500 人分を計上しているとの説明を受けました。

歳入の主なものとして、15 款 1 項 2 目．衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として、1 億 8,207 万 1,000 円を計上しているとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 20 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 20 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 20 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

入札減による事業精算のほか、新型コロナウイルスの影響で、事業の規模縮小や中止による事業費の減額、これに伴う国庫補助等による歳入の減額が主な内容でした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 27 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、新幹線開業に向け、7 款 1 項 3 目 14 節、工事請負費で、新幹線駅舎観光交流施設工事及び武雄温泉駅南口整備工事として 1 億 532 万 5,000 円が計上されてきました。

そのほか、近居・同居移住事業補助金にて、Uターンによる移住・定住を促進するとともに、オフィス立地促進補助金、オフィス整備促進事業費補助金を創設し、事務系企業を誘致することで雇用の場を確保し、西九州のハブ都市として、さらに魅力を高めていくための予算が計上されてきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 37 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 37 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 21 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

8 款にあって、国の令和 2 年度 3 次補正により、第 27 号議案の令和 3 年度の予算から、財源確保のため前倒しで計上されることが主なものでありました。

7 款 1 項 3 目 12 節、委託料で、緊急観光客誘致支援業務委託料 2,000 万円が計上されてきました。

新型コロナウイルス感染症収束後の経済対策として、武雄市独自の宿泊及び飲食店等のできるクーポン券を発行し、観光客誘致の起爆剤とするものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 38 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

分割付託されました第 38 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、先ほど、第 37 号議案において国の補正により前倒しされた予算を第 27 号議案の令和 3 年度予算から減額するものでした。

また、7 款 1 項 2 目 12 節、委託料で、プレミアム付商品券発行事業委託料として、1 億 2,200 万円が計上されていました。

2,500 円のプレミアムがついた商品券を 5,000 円で販売をし、飲食業をはじめ観光事業者の支援及び消費喚起に取り組むものであります。

3 万 8,000 冊を発行し、見込まれる経済効果は 2 億 8,500 万円。1 世帯 2 冊、1 万円まで購入できると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第 20 号議案から第 38 号議案までの以上 4 議案について、各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 20 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 20 号議案を採決いたします。

本案に対する所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、第 27 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 27 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計予算を定めることについて、反対の討論を申し上げます。

当初予算、一般会計予算は歳入歳出総額 269 億 4,381 万 6,000 円であります。

この多くの予算は、市民にとって、暮らしと命を守るための住民の福祉の増進の予算であります。

しかし、審議する中で、5 点で問題ありとして、その支出に反対するものであります。

1 つ目は、市民サービスの窓口事務が民間委託される窓口業務委託料 2,900 万円です。

それと、窓口カウンター改修工事 102 万 1,000 円となっています。

市民の個人情報に関する秘匿が一番求められる行政事務ではないでしょうか。私は、この行政事務は民間委託になじまないものだと指摘せざるを得ません。

2 つ目には、花まる学校の取組の中止であります。

令和 3 年度予算、花まる学習会から講師のための謝金 240 万円、花まる学習会常駐支援員のための住居借上げ料 131 万 4,000 円、さらに、そのための自動車借上げ料 23 万 8,000 円、そのほか花まるタイム教材費などに係る費用 289 万円、合わせて 1,498 万 9,000 円となっています。

そしてまた、保護者負担として、その他教材費として、負担金 268 万 5,000 円の徴収であります。

この間、花まる学校の取組が進めてこられましたけれど、10 年を区切った特異な教育方針の下、飯が食える大人を育てるというスローガンの下、取り組まれてきましたけれども、この間、地域の方々の声も、教育効果については疑問の声がますます広がっています。

この事業は即刻中止すべきだと申し上げます。

3 つ目には、武雄市図書館・歴史資料館指定管理料 1 億 7,803 万円の支出であります。

この間、指定管理が進んで、当時、蘭学館が潰されました。

しかし今、武雄鍋島家洋学関係資料保存活用が、さきの議会の中でも注目を集めています。

それは平成 26 年 8 月 21 日、国の重要文化財に 2,224 点が指定されました。

平成 25 年 4 月に武雄市図書館・歴史資料館が C C C に民間委託されると同時に、蘭学館が閉鎖されてしまいました。

日本の蘭学の拠点の地として、再び復活すべきではないでしょうか。

C C C への指定管理のありようが、大変問われているのではないのでしょうか。

4 つ目に、国の補助金、個人番号カード交付事業費補助金 2,902 万 2,000 円と、これに係

る事務費補助金 727 万 1,000 円を受けて、市として個人番号カード事業費交付金 2,912 万 2,000 円の支出についてです。

政府が進めるデジタル社会の基盤整備に取り組み、デジタル社会の実現を目指す説明がされていますが、交付先で事業を担う地方公共団体情報システム機構の J-LIS と言われる理事長の挨拶文を読みますと、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）の業務は次のように挨拶が述べられています。

全ての住民、地方公共団体及び民間事業者の皆様の御期待に添えるものとなるよう努力する決意が述べられているのを見てびっくりしました。

このことは、行政の持っている情報が、民間企業、民間事業者にこれからひもつきになっていくのではと危惧するものとして指摘せざるを得ません。

この個人番号カード交付事業は、今、国会でもデジタル法の審議が進んでいますけれども、私はこの内容を十分、国民に情報を開示して進めるべきではないかと思う次第です。

5 つ目に、防災情報発信システム構築業務委託料、今年度、令和 3 年度 2 億 6,910 万 4,000 円の予算計上は執行を中止すべきで、反対します。

この事業の契約金額 5 億 7,841 万 2,200 円は、質疑を通して、明確になっているのは、地方自治体の大原則であります二元代表制をなし崩しにしていることです。

市の顧問弁護士に相談するのも、市長でなく、執行権者が誰なのか問われています。まして、市の条例を不問にするのは甚だしいものであります。

問われているのは、市の執行権者と議決権の長の 2 つの長の責任が問われていると思います。

以上、理由を申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（山口昌宏君）

3 番猪村議員

○3 番（猪村利恵子君）〔登壇〕

第 27 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

江原議員よりマイナンバー制度等について、窓口業務民間委託事業等について、図書館・歴史資料館等について、また、官民一体学校づくり、いわゆる花まる学習会関連についての反対の立場での御見解を述べられました。

まず、マイナンバー制度については、私が言うまでもなく、国の施策であります。導入予算ももちろんのこと、国費で賄われます。行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤を目的とされています。

武雄市としてもさらに市民への周知を図る等、整備を加速させることが肝要かと考えます。

また、その他の 3 点においてでございますが、民間活力の導入は、効率的かつ効果的に市民生活や地域経済活動等に必要な社会資本の整備と、質の高い公共サービスが提供されるも

のと理解いたします。

近年においては、多様化する行政ニーズに対応するため、民間企業やNPO、住民の方々との多様かつ主体的な参画、連携を促し、行政と民間との協働により最も効果的に公共サービスを提供をするという、いわゆるPPP、パブリックプライベートパートナーシップの活用も広く求められております。

したがいまして、このような観点からも反対すべき道理は見つかりません。どうか議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口昌宏君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

第27号議案に賛成の立場で討論をいたします。

予算額2億6,910万4,000円に対して反対の意見を述べられましたが、この防災情報発信システム、この目的は、被災をされる市民の皆さんがどのような状況であろうと、均等に緊急避難情報を確実に受け取ることができるシステム。

災害時において、気象情報、避難勧告をより正確に、より確実に、より速く届くように発信し、身を守るために必要な情報を確実に伝達し、市民の安全安心を確保することです。まさしく、市民の暮らしと命を守る事業であります。

この防災情報発信システム構築業務委託料については、令和2年度一般会計予算として議会で議決、承認をし、現在、進められている2か年計画の事業であります。予算の執行を停止することで、目的に沿えなくなります。

本議案についても同様であります。

2019年8月の佐賀豪雨災害により被災された方々、そして、亡くなられた方々のお気持ち、御無念を考えたときに、またいつ何どき襲ってくるかも分からない災害に備えるためにも、このシステム構築により、誰一人取り残さない予防防災をいち早く実現し、もう、一人の犠牲者も出さないためにも関係各位の御協力で一日も早い完了を願うところであります。

本議案の承認に、議員皆様の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第27号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 27 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 37 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 37 号議案を採決いたします。

本案に対する所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 37 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 38 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 38 号議案を採決いたします。

本案に対する所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 38 号議案は所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 36 第 39 号議案

日程第 36. 第 39 号議案 副市長の選任についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

第 39 号議案 副市長の選任について御説明申し上げます。

副市長の北川政次氏の任期が本年 3 月 31 日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き北川氏を武雄市副市長に選任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（山口昌宏君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

市長にお尋ねしますが、副市長、この間議会でも質問してきましたが、防災情報発信システム構築業務の入札に当たって、その責任者は誰ですか。

○議長（山口昌宏君）

副市長の人事に関しての質問ですけれども、今のはどういう意味なんですか。

[20 番「いや市長に聞いています」]

それは全く関係ないことでしょうか。人事案件に関係ありますか。（発言する者あり）関係ないでしょう。

[20 番「ありましようもん」]

どうしてあるんですか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 11時34分

再 開 11時39分

○議長（山口昌宏君）

再開します。

先ほど、20 番江原議員の質問の項目について撤回の申出がありましたので、このまま先に進めさせていただきます。

質疑をとどめます。

第 39 号議案 副市長の選任について、お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

第 39 号議案に対する討論を求めます。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 39 号議案 副市長の選任について、反対の討論を申し上げます。

北川副市長は防災情報発信システム構築業務の入札に当たって、指名委員会の委員長であり、その責任者であります。

契約金額 5 億 7,841 万 2,200 円での契約を市の条例に基づいて議会に諮らないように事務を進めた責任は大きいと考えます。

よって、その任にふさわしくないものと指摘し、反対するものであります。

○議長（山口昌宏君）

18 番 牟田議員

○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

当議案に関して賛成の立場で討論をいたします。

人事案件がこうやって反対討論というのも珍しいんですけども、今回コロナ禍、そしてもう本当に全国緊急事態のときに、役所が一体となってこの問題に取り組まなきゃいけない、そして、北川現副市長は役所の生え抜きであります。役所からずっと来られております。

そういう中で、一体となってやらなきゃいけないときには適任だと思っております。

さらに前回、先ほど言われた……（発言する者あり）何か、宮本議員、何か。（発言する者あり）すみません、静かに。

そういう中で、先ほど江原議員が言われた……（発言する者あり）防災行政無線の部分、きちんとかうというのが、次回のほうから必ず議会にかけますという形でも……（発言する者あり）返事いただいております。

ぜひ皆様方の御賛同をお願いしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（山口昌宏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第 39 号議案 副市長の選任について同意を求める件については御異議がございますので、起立採決を行いたいと思います。

翻案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 39 号議案、すなわち北川政次氏を副市長に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第 37 第 40 号議案

日程第 37. 第 40 号議案 教育長の任命についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

第 40 号議案 教育長の任命について御説明申し上げます。

教育長の松尾文雄氏の任期が本年 3 月 31 日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き松尾氏を武雄市教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございま

す。

なお、経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

本案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

第 40 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第 40 号議案 教育長の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 40 号議案、すなわち松尾文雄氏を教育長に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 11時48分

再 開 11時49分

○議長（山口昌宏君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 38・第 39 第 41 号議案・第 42 号議案

日程第 38. 第 41 号議案 教育委員会委員の任命について及び日程第 39. 第 42 号議案 教育委員会委員の任命についての 2 議案を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

第 41 号議案、第 42 号議案 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員堀田由氏が本年 3 月 31 日をもって退任することに伴い、新たに教育委員会委員候補者 1 名を募集し、野田三喜氏を候補者として選考しております。

また、同じく教育委員会委員の一ノ瀬憲昭氏の任期が本年 4 月 28 日をもって満了するこ

とに伴い、その後任といたしまして、牟田久俊氏を任命いたしたく、この両氏につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

第41号議案及び第42号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第41号議案及び第42号議案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第41号議案及び第42号議案は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決は議案ごとに行います。

まず、第41号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第41号議案を採決いたします。

第41号議案 教育委員会委員の任命について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案、すなわち野田三喜氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

次に、第42号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第42号議案を採決いたします。

第42号議案 教育委員会委員の任命については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案、すなわち牟田久俊氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

日程第40 第43号議案

日程第40. 第43号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

第 43 号議案 監査委員の選任について御説明申し上げます。

現在、識見監査委員をお願いしております山口清司氏が本年 3 月 31 日をもって退任することに伴い、後任として諸石次雄氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

第 43 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 43 号議案を採決いたします。

第 43 号議案 監査委員の選任について同意を求める件については、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 43 号議案、すなわち諸石次雄氏を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第 41～第 43 第 44 号議案～第 46 号議案

日程第 41. 第 44 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第 43. 第 46 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についての以上 3 件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

第 44 号議案から第 46 号議案までの固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の久原義博氏、福地純一氏及び山領好郎氏の任期が本年 4 月

30日をもって満了いたします。

その後任として新たに、馬渡明氏、北村潤一氏及び古賀雅章氏を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

第44号議案から第46号議案までの以上3議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第44号議案から第46号議案までの以上3議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案から第46号議案までの以上3議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

まず、第44号議案について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第44号議案の採決を行います。

第44号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案、すなわち馬渡明氏を固定資産評価審査委員会委員の選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

次に、第45号議案について討論を開始します。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第45号議案の採決を行います。

第45号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 45 号議案、すなわち北村潤一氏を固定資産評価審査委員会委員の選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

審議の途中ではございますけれども、間もなく正午となりますけれどもこのまま続けたいと思います。

次に、第 46 号議案について討論を開始します。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 46 号議案の採決を行います。

第 46 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 46 号議案、すなわち古賀雅章氏を固定資産評価審査委員会委員の選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 44 議提第 1 号

日程第 44. 議提第 1 号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。古川議員

○ 8 番（古川盛義君）〔登壇〕

議提第 1 号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由を申し上げます。

令和 2 年 12 月 25 日、第 5 次男女共同参画基本計画が閣議決定されたことにより、会議規則において本会議や委員会への欠席事由として明文化されている出産について、産前産後の期間にも配慮した規程とすること、併せて、育児、介護等についても明文化することとされました。

このことにより、第 2 条で本会議、第 91 条で委員会の欠席の届出を改正するものでございます。

また、86 条において、武雄市議会がタブレット端末を導入し、ペーパーレス化を行っており、会議録をデータで配信することができるようになったため、現状に合わせて改正するものでございます。

また、第 139 条では、デジタル化政策の一環として、原則として押印の廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、請願者に求めていた押印について署名または記名押印に改正するものです。

施行日は令和 3 年 4 月 1 日からとしております。

以上、提案の理由といたします。

○議長（山口昌宏君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第1号は原案のとおり可決されました。

日程第45 閉会中継続調査申出について

日程第45. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれの閉会中の継続調査の申出が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして、令和3年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 12時3分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議長 山口昌宏

〃 副議長 末藤正幸

〃 議員 江口康成

〃 議員 古川盛義

〃 議員 池田大生

会議録調製者 川久保和幸

議 長 の 諸 報 告

1. 地方自治法第199条の規定による監査結果報告を次のとおり受理した。

- (1) 令和3年 1月 4日付 環境課
- (2) 令和3年 1月21日付 農林課、住まい支援課、建設課、商工観光課、都市計画課、
新幹線課
- (3) 令和3年 2月 5日付 福祉課、健康課、公園課

2. 地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果を次のとおり受理した。

- (1) 令和2年12月25日付
一般・特別会計、企業会計 令和2年11月分
- (2) 令和3年 2月19日付
一般・特別会計、企業会計 令和2年12月分

3. 陳情書及び要望・要請書を次のとおり受理した。

- (1) 令和2年12月16日
要望書（既存の市内観光施設への支援について）
武雄温泉旅館組合 理事長 田中隆一郎